

面会交流

※実施場所はこどもはっち、

またははっち館内に限ります

※15歳（中学生）までのお子様
が対象です

コーディネートします

支援1

父母間の
連絡調整

支援2

お子さまの
受け渡し

支援3

交流中の
見守り

しっかりと向き合います。

あなたにも、その子にも。

2024年7月サービス開始

この事業はこどもはっちが第三者機関となり、面会交流（親子交流と呼ばれることもあります）の実施を安全・安心に行えるよう支援するものです。

支援期間は1家族あたり1年間、面会交流は月1回まで（1回3時間以内）となります。

／ ご相談・お申し込みはお電話で ／
0178-22-5822

こどもはっち

受付時間 9:30～16:30（火曜定休）

青森県八戸市三日町 11-1

ポータルミュージアムはっち 4F

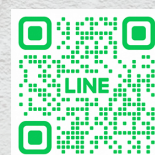
TEL&FAX 0178-22-5822

<https://www.kodomohacchi.net>

この事業は八戸市から委託を受けて実施しています。



公式LINEからも
WEB ページに
アクセスできます



面会交流とは（親子交流と呼ばれることもあります）

離婚や別居により、親と離れて暮らしているこどもが、別居親と定期的・継続的に会って話をしたり、電話や手紙などの方法で交流することをいいます。

面会交流支援の流れ

1、まずはお電話ください

事情をお聴きした上で支援内容の決定、支援員の配置をいたします。

2、面会交流の実施

面会交流は「こどもにとってどのような交流が望ましいか」という視点から具体的に決めた内容で行います。必要に応じて、支援員が相手方との連絡調整を代行し、当日のこどもの引き渡し、交流の場に付き添うなどの援助を行います。

3、面会交流の継続的支援

希望に応じて、各回の見守りをフィードバックしながら最長1年間（最大12回）支援を継続的にを行います。

こどもはっち・はっちで面会交流を行うメリット

こどもが安全に安心して過ごせる環境は大きなメリットです。はっち、こどもはっちには日々多くの人が訪れます。

大人の目がたくさんあります。

普段からこどもたちを見守る支援員が対応しますので、遠くから面会交流の様子を見守ったり、おこさまの気持ちに寄り添いができます。

面会交流の様子を第三者視点でお父さま・お母さまにお伝えすることもできます。



対象者と支援場所・期間・料金について

対象者は15歳未満（中学生以下）で父母のいずれかが市内に居住していること。
面会交流の取り決めをおこなっており、支援を受けることに父母間で合意があること。

支援期間は1家族あたり最長1年間
面会交流は月1回まで（1回3時間以内）
利用料金は無料です。（登録料・連絡調整・受渡し料・付添い料）
※こどもはっちの入場料などはご自身でご負担いただきます。

この事業の相談先・役立つ情報

相談先

<こどもはっち TEL: 0178-22-5822>

ひとりで抱え込まず、お気軽にご相談ください。秘密は厳守します。

面会交流について詳しく知りたい方へ

<法務省 WEB ページ>

・子どもの健やかな成長のために
合意書作成のパンフレット
<https://www.moj.go.jp/content/001322060.pdf>



・離婚を考えている方へ

https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00011.html

